

簡易型プロポーザル方式（公募型）に係る受託者選定手続開始の公表

次のとおり委託契約に係る受託者を募集します。

令和7年4月18日

品川区長

1 事業概要

- (1) 事業件名 エシカル消費普及・啓発事業実施委託
- (2) 事業内容 ①「エシカル消費イベントinしながわ」の開催  
②「エシカルカフェ（消費生活教室）」の開催（全4回）  
③「エシカル事業に関する動画等」の制作
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年1月31日

2 参加申込に必要な要件等

- (1) 東京電子自治体共同運営サービスにおいて、品川区への競争入札参加資格があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 品川区工事請負業者指名停止基準（昭和55年10月22日区長決定）による指名停期間中でないこと。
- (4) 公的機関等での同種又は類似の業務を受託した経験を有すること。
- (5) 品川区への競争入札参加申込資格がない事業者が申込をする場合は、参加申込の際に、次に掲げる書類を併せて提出するものとする。
  - ①履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し）  
発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）
  - ②履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本の写し）  
発行後3か月以内のもの（個人で商号を用いる場合に限る。）
  - ③身分証明書  
本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後3か月以内のもの（個人で商号を用いないで営業している場合に限る。）
  - ④財務諸表  
貸借対照表および損益計算書（直前決算のものに限る。）
  - ⑤法人事業税の納税証明書  
発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）
  - ⑥納税証明書その1（法人税）  
発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）
  - ⑦納税証明書その1（申告所得税）  
発行後3か月以内のもの（個人の場合に限る。）
  - ⑧納税証明書その1（消費税および地方消費税）

発行後3か月以内のもの

\*⑤から⑧までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る。

(6) エシカル消費普及・啓発事業の目的を達成するために、事業実施における企画、運営、コンサルティング、会場設営を円滑に実施できること。

### 3 手続方法等

#### 必要書類

- (1) 簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書
- (2) 受付場所・方法 地域産業振興課消費者センターへ持参、郵送または「本公表に関する問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に送付すること。
- (3) 提出期限 令和7年5月13日16時（必着）

### 4 その他

詳細は、エシカル消費普及・啓発事業実施委託に係る簡易型プロポーザル方式実施要領による。

#### 【本公表に関する問い合わせ先】

〒141-0033 東京都品川区西品川1-28-3

品川区地域振興部地域産業振興課消費者センター

担当 吉富・伊藤

電話番号 03-6421-6136

FAX番号 03-6421-6132

メールアドレス shohic@city.shinagawa.tokyo.jp